ちほうどくりつぎょうせいほうじんあきたけんりつりょういくきこうだい き ちゅうきもくひょう 地方独立行政法人秋田県立療育機構第4期中期目標

あきたけん 秋 田 県

地方独立行政法人秋田県立療育機構(以下「療育機構」という。)は、平成22年4月ついたち、せつりついこう、はたなってはなんが必要な子どもたちに、安全で良質な医療・療育を提供するとともに、乳幼児期から学齢期そして成人期に至るまでライフステージに応じた適切な支援を行うこと」を基本理念に掲げながら、秋田県立医療療育センター(以下「療育センター」という。)を運営してきた。

設立から平成26年度までの第1期中期目標の下では、療育を取り巻く環境や社会に対する。 では、原育を取り巻く環境や社会には、原育を取り巻く環境や社会情勢の変化、県民ニーズや新たな課題に適切に対応し、専門的で質の高い療育を提供した。

平成27年度から令和元年度までの第2期中期目標の下では、多様化する障害児・者のニーズへの対応、家族も含めた総合的な支援体制の充実、地域の療育関係機関との連携推進や地域の療育体制への積極的な支援など、一層のきめ細かな療育の提供を実施してきた。

令和2年度から令和6年度までの第3期中期目標の下では、障害のある子どもやその家族が、住み慣れた地域で支援を受けながら安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、地方独立行政法人制度の特長を生かした弾力的かつ効率的で透明性の高い運営により、社会のニーズや新たな課題に対し、迅速かつ的確に対応し、必要とされる療育を提供してきた。

このため、次のとおり第4期中期目標を定めることとし、本県の中核的療育機関として、地域の関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から成人期に至るまでライフステージに応じた切れ目のない支援に努め、県民、利用者・家族から信頼される療育センターの運営を期待する。

第1 中期目標の期間

だい けんみん ていきょう た ぎょうむ しつ こうじょう かん じこう 第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

りょういくきこう りょういく ていきょう おこな 療育機構は、療育の提供を行うなど、定款で定める業務に取り組むとともに、その質の向上に努めること。

1 質**の高い療育の提供**

りょういくきこう ほんけん ちゅうかくてきりょういくきかん 療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民、利用者・家族の視点に立って、より安心で信頼できる療育サービスの提供及び高度な療育サービスの提供に資する調査・研究に努めること。

(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供

本県の中核的な療育機関として、疾患、障害、発達に応じた高度で専門的なりよういく療育サービスを提供すること。また、これに資する調査・研究に努めること。

(2)療育従事者の確保・育成

りょういく たいおう こうど せんもんてき りょういく 参んていてき ていきょう 療 育ニーズに対応し、高度で専門的な療 育を安定的に提供するため、人材 かくほ ほうきく けんとう じっし けいかくてき りょういくじゅうじしゃ かくほ っと 確保のための方策を検討・実施し、計画的な療 育従事者の確保に努めること。

また、研修体制の充実により、専門知識の習得及び専門性の向上を図り、
りょういくじゅうじしゃ いくせい つと 療育従事者の育成に努めること。

(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供

りょうしゃ かぞく してん た りょういくかんきょう せいび 利用者・家族の視点に立ち、療育環境の整備やホスピタリティーの向上を図るとともに、利用者の権利を尊重することにより、信頼される療育サービスを でいきょう 提供すること。

(4) より安心で信頼される療育の提供

医療安全対策や情報セキュリティ対策を徹底すること等により、より安心で はならいではならいです。 信頼される療育を提供すること。

また、虐待の未然防止や虐待発生時の適切な措置の実施に努めること。

2 地域療育への貢献

地域の関係機関との一層の連携推進及び地域の療育体制への積極的な支援により地域の関係機関との一層の連携推進及び地域の療育体制への積極的な支援により地域療育に貢献するとともに、療育に関する積極的な情報発信に努めること。また、各種研修や支援に関する技術的な助言により、地域の療育関係者の人材いくせいおよりはない。りょういくすいじゅん。こうじょうはか育成及び県内の療育水準の向上を図ること。

3 ライフステージに応じた総合相談

4 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援

県内唯一の専門支援機関である秋田県発達障害者支援センター、秋田県医療的ケア児支援センターは秋田県における支援拠点として重要な役割を担っていることから、その機能をより一層充実させるとともに、地域における支援、積極的な情報となった。

こじんじょうほう てきせつ かんり個人情報の適切な管理

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

こうりつてき うんえいたいせい こうちく 1 効率的な運営体制の構築

りょういく ***でいてき ていきょう けいさいかいかく 焼 育の安定的な提供、経営改革が図られるよう、効率的な運営体制を構築すること。

2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

業ようむうんえい じりっせい たか 業務運営の自律性を高めるとともに、施設経営の安定化を図るため、財務・会計 ちしきおよ けいえいちしき せいつう じむぶもん しょくいん かくほ いくせい っと 知識及び経営知識に精通した事務部門の職員の確保と育成に努めること。

3 収入の確保、費用の節減

を定的な経営基盤を確立するため、収益向上のための方策を検討・実施するとともに、コスト及び財務状況を意識しながら、創意工夫により、費用の節減に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

だい た ぎょうむうんえい かん じゅうようじこう 第5 その他業務運営に関する重要事項

りょういくきこう ほんけん ちゅうかくてきりょういくきかん 療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民に安心で信頼できる療育をけいぞく 継続して提供できるよう、次の事項を実施すること。

1 施設及び設備の整備に関する事項

しせっおよ せっぴせいび かようたいこうか けんみん りょういくじゅよう りょういくぎじゅっ しんてん 施設及び設備整備については、費用対効果、県民の療育需要、療育技術の進展などを総合的に勘案し、必要性を十分に検討の上、計画的に実施すること。

2 防災・防犯対策の推進

近年、県内においても大雨災害等の大規模災害が発生していることから、災害等における利用者の安全安心を守るため、定期的な防災・防犯訓練等を行い、平時からの備えにより一層努めること。

3 **人事に関する事項**

ますりってき ままままなない 効率的な業務運営ができるように、職員の適切な配置に努めること。 また、職員の業績・能力評価を的確に反映した人事管理を行うこと。

4 職員の就労環境の整備

Lょうがいしゃさべっかいしょう とりくみ 5 障害者差別解消の取組

障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人もない人も地域で安心して暮らしながら生きがいを持って生活することができる共生社会を実現するため、かまういくきこう きほんりねん である人権・人格の尊重に基づき、職員一人ひとりが積極的に職員対応要領を実践するとともに、療育関係者を対象とする研修等の機会を捉えて、障害者への理解の促進に努めること。

6 中長期的な視点での経営管理の強化

本県を取り巻く社会的情勢、今後の療育ニーズの見込み等を踏まえ、適切に経営ではうまうが、ないでは、おいてきじょうせい、人かかとうがいない。かれてきじょうせい、なんかとうがいるというない。かれてきじょうせい、ないかとうが経営に与える影響を早期に把握し、かっようないでは、ないでは、こうとのでは、おうないでは、ないでは、こうとのとうが経営に与える影響を早期に把握し、必要に応じて対策を講じること。

また、県の療育拠点施設としての将来的なあり方を検討の上、中長期的な視点による経営管理を強化し、財務内容の健全化を図ること。